

令和8年4月23日

令和8年度第1回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和8年4月23日（木）

午前9時30分

場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

1 開会

2 付議事項

議案第1号 美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則

議案第2号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則

議案第3号 美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則の一部を改正する規則

議案第4号 美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

3 協議事項

協議第1号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

4 報告事項

報告第1号 美浦村学校教育指導方針について

報告第2号 美浦村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康措置実施計画について

報告第3号 R07美浦村児童厚生施設基本構想及び基本計画策定業務について

報告第4号 美浦村こども家庭センター設置に伴う組織改編について

5 その他

6 閉会

議案第 1 号

美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則

美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則（平成 2 6 年美浦村規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「、子どものための教育・保育給付に関する支給認定証」を「、教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証」に改める。

第 8 条第 2 項中「認定申請却下通知書」を「教育・保育給付認定申請却下通知書」に改める。

第 9 条中「、支給認定の現況届（保育の必要性の継続認定）」を「、現況届」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号

年 月 日

美浦村長

保護者氏名

現 況 届

この現況届及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合、認定が取り消されることを確認し、同意します。

なお、利用者負担額は納期限までに納付します。

子ども・子育て支援法第22条または第30条の7の規定に基づき、保育施設（事業）の利用に係る世帯状況等について、次のとおり届け出ます。

入所児童	フリガナ 氏名		生年月日	支給認定証 番号	障害者手帳又は 療育手帳の有無	利用施設名
	①				有 ・ 無	
	②				有 ・ 無	
	③				有 ・ 無	

認定保護者	フリガナ 氏名	入所児童 との続柄	連絡先	住所	前回提出時から世帯 状況の変更の有無	⑤その他の場合
				〒	①無 ②結婚・離婚 ③転職・退職 ④出産 ⑤その他	
同一世帯に 属する保護者				〒	①無 ②結婚・離婚 ③転職・退職 ④出産 ⑤その他	

児童の世帯構成員 (入所児童及び保 護者を除く)	フリガナ 氏名	入所児童① との続柄	生年月日	勤務先	障害者手帳 等の有無	前回提出時から世帯 状況の変更の有無	変更がある場合
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	

	認定保護者の状況			同一世帯に属する保護者の状況				
保育の必要性	①就労 ②就学 ③妊娠・出産 ④疾病 ⑤障害			①就労 ②就学 ③妊娠・出産 ④疾病 ⑤障害				
	⑥介護・看護 ⑦求職 ⑧災害復旧 ⑨育児休業 ⑩その他			⑥介護・看護 ⑦求職 ⑧災害復旧 ⑨育児休業 ⑩その他				
	⑩その他の場合			⑩その他の場合				
保育を希望する時間	①標準時間（最長11時間）			②短時間（最長8時間）				
①就労、②就学の場合	通勤（通学）手段/時間 ※手段が複数ある場合は全てにチェック	□徒歩 □自転車 □バス・自動車 □電車		□徒歩 □自転車 □バス・自動車 □電車				
		□その他（ ）		□その他（ ）				
		約 時間 分（往復時間で記入）		約 時間 分（往復時間で記入）				
③妊娠・出産の場合	出産予定年月日							
④疾病、⑤障害の場合	障害者手帳の有無		□有 □無		□有 □無			
⑨育児休業の場合	育児休業取得期間		～		～			
「保育の必要性」の状況が⑥～⑩の場合の具体的な状況								
家庭状況	ひとり親家庭	①未婚 ②死亡 ③離婚 ④離婚調停中 ⑤行方不明 ⑥その他		(事由発生日)	⑥その他の場合			
生活保護の適用の有無	□有 □無							
情報閲覧の同意	□保育の利用に関する市町村民税及び世帯情報等を閲覧することに同意します							

様式第3号を次のように改める。

様式第3号

美 子 第 号
年 月 日

様

茨城県稲敷郡美浦村長

印

教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証

子どものための教育・保育給付を受ける資格を有するため、子ども・子育て支援法第20条第4項の規定により、次のとおり交付します。

認 定 番 号				
子 ど も	フ リ ガ ナ			
	氏 名		認 定 区 分	
	生 年 月 日		認定有効期間	～
保 護 者	住 所			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名			
	生 年 月 日			
	保育必要性の事由			
保 育 必 要 量				
備考 1. 下記の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。 2. 認定証の有効期間内であっても、支給要件に該当しなくなった場合には認定を取り消します。 お問い合わせ先 美浦村教育委員会子育て支援課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 電話 029-885-0340				

支給認定証			認 定 番 号	
子 ど も	フ リ ガ ナ		認 定 区 分	
	氏 名		有 効 期 間	～
	生 年 月 日	生	保育必要量	
保 護 者	住 所			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	生		
	保育必要性の事由			
年 月 日 交付 茨城県稲敷郡美浦村				

様式第4号を次のように改める。

様式第4号

美 子 第 号
年 月 日

様

茨城県稲敷郡美浦村長 印

教育・保育給付認定申請却下通知書

下記の申請については次の理由により却下しましたので通知いたします。

子ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保護者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
却 下 理 由		
お問い合わせ先 美浦村教育委員会子育て支援課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 電話 029-885-0340		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第 1 号 美浦村子ども・子育て支援法に係る支給認定事務等取扱規則新旧対照表

現行	改正後（案）
（支給認定証の交付等） 第 7 条 村長は、支給認定を行ったときは、<u>子どものための教育・保育給付に関する支給認定証</u>（様式第 3 号）を当該申請者に交付するものとする。 2 （略） 3 （略） （却下） 第 8 条 （略） 2 前項の通知は<u>認定申請却下通知書</u>（様式第 4 号）によるものとする。 （現況届） 第 9 条 保育認定を受けている支給認定保護者は、毎年、認定事由及び家庭状況等を記載した、<u>支給認定の現況届（保育の必要性の継続認定）</u>（様式第 2 号）を村長に提出しなければならない。	（支給認定証の交付等） 第 7 条 村長は、支給認定を行ったときは、<u>教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証</u>（様式第 3 号）を当該申請者に交付するものとする。 2 （略） 3 （略） （却下） 第 8 条 （略） 2 前項の通知は<u>教育・保育給付認定申請却下通知書</u>（様式第 4 号）によるものとする。 （現況届） 第 9 条 保育認定を受けている支給認定保護者は、毎年、認定事由及び家庭状況等を記載した、<u>現況届</u>（様式第 2 号）を村長に提出しなければならない。

旧様式

様式第2号(第9条関係)

支給認定の現況届（保育の必要性の継続確認）

美 浦 村 長

年 月 日

保護者氏名

私の保育を必要とする理由、家庭状況等について次のとおり相違ないことを届けます。この現況届及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合、認定が取り消されることを確認し、同意します。なお、利用者負担は納期限までに納付します。

フリガナ				生年月日	性別	利用施設名
支給認定 子ども氏名						
現在の 保育必要量		年 月 日 からの保育必要量	必ず、標準時間、短時間か○をしてください。			
			保育 標準時間	月120時間以上の就労・就学、 介護看護、疾病障がい、妊娠出産		
			保育 短時間	月120時間未満の就労（64時間以上）・就学、 介護看護、疾病障がい、育児休業中		
保護者の保育を必要とする理由（該当する項目の数字に○及びチェックをつけて、必要事項を記入してください。）						
父の状況				母の状況		
1. 就労 ☐ 正社員 ☐ 単身赴任中 ☐ 契約、派遣社員 ☐ パート、アルバイト ☐ 内職 ☐ 自営業 ☐ 専従者 2. 疾病、障がい（等級、程度） 3. 同居親族の介護・看護（親族の氏名） 4. 就学、職業訓練（卒業、修了予定） 5. 育児休業取得中（満1歳まで） （期間 年 月 日開始 ～ 年 月 日終了） 6. 不存在（ ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 拘留等 ☐ 死別 ☐ 未婚） 7. その他（ ☐ 災害復旧 ☐ 社会的養護）				1. 就労 ☐ 正社員 ☐ 単身赴任中 ☐ 契約、派遣社員 ☐ パート、アルバイト ☐ 内職 ☐ 自営業 ☐ 専従者 2. 疾病、障がい（等級、程度） 3. 同居親族の介護・看護（親族の氏名） 4. 就学、職業訓練（卒業、修了予定） 5. 育児休業取得中（満1歳まで） （期間 年 月 日 ～ 年 月 日） 6. 不存在（ ☐ 離婚 ☐ 離婚調停中 ☐ 拘留等 ☐ 死別 ☐ 未婚） 7. 就労中の妊娠、出産（出産予定月前後2カ月） 8. その他（ ☐ 災害復旧 ☐ 社会的養護）		
（ 同居の祖父母等を含む） 支給認定子どもの世帯員	フリガナ 氏 名	子どもとの 続柄	生年月日	職業	勤務先、学校 （学年）の名称	所在地 （勤務先・学校等）
		父				
		母				
生活保護又は中国残留邦人等支援給付の状況			☐ 該当しない ☐ 申請中 ☐ 受給中（ 年 月から 受給開始）			
現在の住所地						
電話番号	自宅	携帯(父)		携帯(母)		
家族の異動、出産、就労時間の変更など今後の予定等にチェックをして具体的な内容を記入欄へ記入してください。必要に応じて当課宛に支給認定変更の手続きが必要です。それに伴い支給認定の有効期間や保育必要量が変更ことがあります。						
予定	☐ 同居家族の増員、減員（氏名、続柄、異動の年月日） ☐ 出産（予定の年月日） ☐ 産休、育休取得の予定（氏名、続柄、取得期間） ☐ その他、変更事項（具体的な状況を記入してください。）			記入欄		
	続柄	氏名	年齢	同居・別居	現住所地 （別居の場合のみ記入してください。）	生活の現況 （就労、障がい等級、介護認定、疾病）
父方	祖父		歳	同居・別居		
	祖母		歳	同居・別居		
母方	祖父		歳	同居・別居		
	祖母		歳	同居・別居		

様式第3号

第 年 月 日 号

様

美浦村長

㊞

子どものための教育・保育給付に関する支給認定証

子どものための教育・保育給付を受ける資格を有するため、子ども・子育て支援法第20条第4の規定により、次のとおり交付します。

支給認定保護者 氏 名 居 住 地 生 年 月 日	
支給認定子ども 氏 名 生 年 月 日	
交 付 年 月 日 ・ 支給認定証番号	年 月 日 認定証番号_____
認 定 区 分	
※（2号3号該当のみ記載） 保育を必要とする事由 ・ 保 育 必 要 量	
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考 1. 上記の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。 2. 認定証の有効期限内であっても、支給要件に該当しなくなった場合には認定を取り消します。	

様式第4号

第 年 月 号
日

様

美浦村長

㊟

認定申請却下通知書

下記の申請については次の理由により却下しましたので通知いたします。

記

支給認定申請者 氏 名 居 住 地 生 年 月 日	
申請対象児童 氏 名 生 年 月 日	
申 請 認 定 区 分	
理 由	
備 考	

議案第 2 号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（令和元年美浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「、利用者負担額決定（変更）通知書」を「、利用者負担額決定通知書」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号

美 子 第 号
年 月 日

様

茨城県稲敷郡美浦村長

印

利用者負担額決定通知書

利用者負担額について次のとおり決定しましたので、通知いたします。

認 定 番 号		
子 ども	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
利用施設	名 称	
認 定 区 分		
保 育 必 要 量		
利 用 者 負 担 額	円	
階 層	階層	
適 用 期 間	～	
備 考 1 利用者負担額について変更のあった場合は、その旨通知いたします。 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、村を被告として（村長が被告の代表者になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 お問い合わせ先 美浦村教育委員会子育て支援課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 電話 029-885-0340		

様式第2号

茨城県美浦村 納付書（納入済通知書）

加入者名 茨城県消費税率 美浦村会計管理者	口座 振替 番号 ※ ※ ※ ※	口座 振替 番号 ※ ※ ※ ※	合計 金額	円
納税額	通知書番号	年度	期別	

茨城県美浦村 納付書（原簿）

加入者名 茨城県美浦村会計管理者	口座記号番号
振替額	円
振替手数料	円
合計金額	円
納付書 番号	期別
通知書番号	年度
振替額	円
振替手数料	円

美浦村 納付書（原簿）

加入者名 美浦村会計管理者	口座記号番号
振替額	円
振替手数料	円
合計金額	円
納付書 番号	期別
通知書番号	年度
振替額	円
振替手数料	円

美浦村 納付書（原簿）

加入者名 美浦村会計管理者	口座記号番号
振替額	円
振替手数料	円
合計金額	円
納付書 番号	期別
通知書番号	年度
振替額	円
振替手数料	円

[illegible]

(裏)

MM K 設備店
からハウス
スリーエイト
生活彩家
セコマート
セブンレブン
ダイエー
ニューマザザギ
ニューマザザギストア
ハセガワストア
ハマナスクラブ
ファミリーマート
ポプラ
ニストップ
マザザギストアショップ
マザザギストアストア
ローソン
ローソンストア100
(50店舗) (平成8年4月)

スマートフォンPayB
PayPay 請求書払い
FamilyPay 請求書支払い

○この領収証書は7年間
保存してください。

お問い合わせ先
〒300-0490
茨城県稲敷郡大子町大字宮内1-5-6番地
美穂村役所
子育て支援課
☎029-855(0550)
受付時間 土・日・30・17:15 迄
休・日・祝日の2次係・対応係(※)

[illegible]

コンビニエンスストア等の店頭では、原則として上記「スマートフォンアプリ」を利用したお支払いはできません。

※金融機関窓口及びコンビニエンスストア店頭では、納付書のコピー、バーコードの写真・スクリーンショットでのお支払いはできません。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第2号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則新旧対照表

現行	改正後（案）
（利用者負担額の通知） 第5条 村長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、<u>利用者負担額決定（変更）通知書</u>（様式第1号）により満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。満3歳未満保育認定子どもが条例第2条第1項第2号に規定する教育・保育給付認定子どもとなったことにより利用者負担額を変更した場合も、同様とする。	（利用者負担額の通知） 第5条 村長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、<u>利用者負担額決定通知書</u>（様式第1号）により満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。満3歳未満保育認定子どもが条例第2条第1項第2号に規定する教育・保育給付認定子どもとなったことにより利用者負担額を変更した場合も、同様とする。

旧様式

様式第 1 号(第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

美浦村長 ㊟

利用者負担額決定（変更）通知書

利用者負担額について次のとおり決定（変更）しましたので、通知いたします。

支給認定証番号	
児童の氏名 及び生年月日	
入所（入園）する 保育施設の名称 及び所在地	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用者負担額の月額	第 階層 円
利用者負担額の適用 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

備考

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、村長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、村を被告として(村長が被告の代表者になります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

様式第2号（第6条関係）

英城県 美濃村 年度 0 8 4 4 2 5 保育所利用者負担額領収済通知書										英城県 美濃村 年度 保育所利用者負担額納付書（原符）										英城県 美濃村 年度 保育所利用者負担額領収書									
加入者名 英城県 美濃村 美濃村会計管理者					振替口座番号 00110-7-961463					納付額					加入者名 英城県 美濃村 美濃村会計管理者					振替口座番号 00110-7-961463									
収納機関番号					年度					整理番号					月分					確認番号					納付区分				
月 分					年 月 分					納付期限					年 月 日					氏 名					氏 名				
この領収済通知書は、直接機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。										氏 名										氏 名									
督促手数料(円) 延滞金(円) 合計金額(円) 納入者氏名 領収日付印										氏 名 氏 名										氏 名 氏 名									
CVS収納用(ご注意)金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでは納付できません。 上記のとおり領収しましたので通知します。 領収金額欄 銀行 支出 取りまとめ店 ゆうちょ銀行 東京野金事務センター 〒330-9794										氏 名 氏 名										氏 名 氏 名									
※コンビニエンスストアでのお取り扱いには、納付額が30万円以下の場合に限ります。 バーコードが印刷されていても読取ができないものは、コンビニエンスストアでは納付できません。 この納付書はATMではお取り扱いできません。 バーコード印字がない場合、納付期限を過ぎた場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行 地銀ネットワークサービス(株) (CNS) (美濃村・コンビニ本部控)										英城県 美濃村 役場 0 8 4 4 2 5 電話番号 029(085)0340(代) 子育て支援課 月曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 17:15 上記のとおり領収しました。 取りまとめ店 ゆうちょ銀行東京野金事務センター 収納代行 地銀ネットワークサービス(株) (CNS) (金融機関・コンビニ店兼控)										氏 名 氏 名 氏 名 氏 名									

議案第 3 号

美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則の一部を改正する規則

美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則（令和 4 年美浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「、施設等利用給付認定（変更）通知書」を「、施設等利用給付認定決定通知書」に、「、施設等利用給付認定（変更）申請却下通知書」を「施設等利用給付認定申請却下通知書」に改める。

第 11 条中「、子育てのための施設等利用給付にかかる現況届（法第 30 条の 7）」を「、現況届」に改める。

第 12 条第 2 項中「、施設等利用給付認定（変更）通知書」を「、施設等利用給付認定決定通知書」に、「、施設等利用給付認定（変更）申請却下通知

書」を「、施設等利用給付認定申請却下通知書」に改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第 8 号

美 子 第 号
年 月 日

様

茨城県稲敷郡美浦村長

印

施設等利用給付認定決定通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 番 号		
子ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保護者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	保育の必要性 の事由	
認 定 区 分		
認 定 有 効 期 間		～
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、美浦村長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、美浦村長を被告として（美浦村長が被告の代表者となります。）提起することができます。 保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給対象とはなりません。引き続き施設等利用給付費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本村の子育て支援課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。 お問い合わせ先 美浦村教育委員会子育て支援課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地 電話 029-885-0340		

様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号

美 子 第 号
年 月 日

様

茨城県稲敷郡美浦村長 印

施設等利用給付認定申請却下通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知いたします。

子ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保護者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
却 下 理 由		
お問い合わせ先 美浦村教育委員会子育て支援課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1 5 1 5 番地 電話 0 2 9 - 8 8 5 - 0 3 4 0		

様式第10号を次のように改める。

様式第10号

年 月 日

美浦村長

保護者氏名

現 況 届

この現況届及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合、認定が取り消されることを確認し、同意します。

なお、利用者負担額は納期限までに納付します。

子ども・子育て支援法第22条または第30条の7の規定に基づき、保育施設（事業）の利用に係る世帯状況等について、次のとおり届け出ます。

入所児童	フリガナ 氏名		生年月日	支給認定証 番号	障害者手帳又は 療育手帳の有無	利用施設名	
	①				有 ・ 無		
	②				有 ・ 無		
	③				有 ・ 無		

認定保護者	フリガナ 氏名	入所児童 との続柄	連絡先	住所	前回提出時から世帯 状況の変更の有無	⑤その他の場合
				〒	①無 ②結婚・離婚 ③転職・退職 ④出産 ⑤その他	
同一世帯に 属する保護者				〒	①無 ②結婚・離婚 ③転職・退職 ④出産 ⑤その他	

児童の世帯構成員 (入所児童及び保 護者を除く)	フリガナ 氏名	入所児童① との続柄	生年月日	勤務先	障害者手帳 等の有無	前回提出時から世帯 状況の変更の有無	変更がある場合
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	
					有・無	有・無	

	認定保護者の状況				同一世帯に属する保護者の状況			
保育の必要性	①就労 ②就学 ③妊娠・出産 ④疾病 ⑤障害 ⑥介護・看護 ⑦求職 ⑧災害復旧 ⑨育児休業 ⑩その他 ⑩その他の場合				①就労 ②就学 ③妊娠・出産 ④疾病 ⑤障害 ⑥介護・看護 ⑦求職 ⑧災害復旧 ⑨育児休業 ⑩その他 ⑩その他の場合			
	①標準時間（最長11時間）				②短時間（最長8時間）			
	通勤（通学）手段/時間 ※手段が複数ある場合 は全てにチェック 約 時間 分（往復時間で記入）				□徒歩 □自転車 □バス・自動車 □電車 □その他（ ） 約 時間 分（往復時間で記入）			
③妊娠・出産の場合	出産予定年月日							
④疾病、⑤障害の場合	障害者手帳の有無 □有 □無				□有 □無			
⑨育児休業の場合	育児休業取得期間 ～				～			
「保育の必要性」の状況 が⑥～⑩、⑩の場合の 具体的な状況								
家庭状況	ひとり親家庭	①未婚 ②死亡 ③離婚 ④離婚届調停中 ⑤行方不明 ⑥その他			(事由発生日)		⑥その他の 場合	
生活保護の適用の有無	□有 □無							
情報閲覧の同意	□保育の利用に関する市町村民税及び世帯情報等を閲覧することに同意します							

様式第 13 号を次のように改める。

様式第 13 号

美 子 第 号
年 月 日

様

茨城県稲敷郡美浦村長 印

施設等利用給付認定取消通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、子ども子育て支援法第 30 条の 9 第 1 項の規定により、次のとおり認定の取消しを行いましたので通知します。

認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	
取 消 年 月 日		
取 消 理 由		
お問い合わせ先 美浦村教育委員会子育て支援課 茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1 5 1 5 番地 電話 0 2 9 - 8 8 5 - 0 3 4 0		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

議案第3号 美浦村子育てのための施設等利用給付に係る手続に関する規則新旧対照表

現行	改正後（案）
（認定等の通知） 第9条 村長は、前条の申請書及び添付書類を審査し、法第30条の4第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに該当し、施設等利用給付認定を行ったときは、<u>施設等利用給付認定（変更）通知書</u>（様式第8号）を、施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、<u>施設等利用給付認定（変更）申請却下通知書</u>（様式第9号）を当該申請に係る保護者に通知するものとする。	（認定等の通知） 第9条 村長は、前条の申請書及び添付書類を審査し、法第30条の4第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに該当し、施設等利用給付認定を行ったときは、<u>施設等利用給付認定決定通知書</u>（様式第8号）を、施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、<u>施設等利用給付認定申請却下通知書</u>（様式第9号）を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
（現況の届出） 第11条 施設等利用給付認定保護者（施設等利用給付認定子どもが法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する場合に限る。）は、毎年、<u>子育てのための施設等利用給付にかかる現況届</u>（法第30条の7）（様式第10号）に村長が別に定める書類を添えて、村長に提出するものとする。	（現況の届出） 第11条 施設等利用給付認定保護者（施設等利用給付認定子どもが法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する場合に限る。）は、毎年、<u>現況届</u>（法第30条の7）（様式第10号）に村長が別に定める書類を添えて、村長に提出するものとする。

旧様式

様式第8号(第9条、第12条関係)

年 月 日

様

美浦村長

施設等利用給付認定(変更)通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 子 ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
決 定 年 月 日		年 月 日
認 定 区 分		
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
保育の必要性の事由		
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、美浦村長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、美浦村を被告として(美浦村長が被告の代表者となります。)提起することができます。 保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続きが必要となりますので、本村の子育て支援課に改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請して下さい。		

様式第9号(第9条、第12条関係)

年 月 日

様

美浦村長

施設等利用給付認定(変更)申請却下通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり却下しましたので通知します。

申請 子ども	フリガナ	
	氏 名	
保護者	申請時の 住 所	
	氏 名	
却 下 年 月 日		年 月 日
却 下 の 理 由		
(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。		

様式第10号(第11条関係)

年 月 日

子育てのための施設等利用給付にかかる現況届(法第30条の7)

美浦村長 殿

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

2. 届出等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。

3. 届出内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

4. 施設等利用給付の利用にあたって、子育てのための施設等利用給付の認定（保育認定）を受けた子ども及び子どもの属する世帯状況を住民基本台帳で確認することがあります。

施設等利用給付にあたって、子育てのための施設等利用給付の認定（保育認定）を受けた子ども及び子どもの属する世帯状況について、次のとおり現況を届け出ます。

保護者	フリガナ		子ども との続柄		現住所	〒 —	
	氏名					美浦村	
				生年月日	年 月 日		
	日中の連絡先(電話番号)※確実に連絡の取れる順に記入して下さい。						
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②		父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	③	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()
子ども	フリガナ		現住所 保護者と異なる 場合のみ記載		〒 —		
	氏名					生年月日	年 月 日

主に利用(予定含む)する施設・事業所を記入して下さい。

フリガナ		所在地	〒 —	TEL: — —
施設名				

該当する状況にチェックを入れて下さい。

☐	継続して保育を必要とする要件がある
☐	保育を必要とする要件が無い(施設等利用給付認定が1号へと変更となります) ※これ以降の項目への記入は不要です

保育を必要とする要件に応じて記入して下さい。(原則保護者(父・母)分ともに必要となります)

子ども との続柄	父 親	母 親	保護者が父・母以外の場合	
	()	()	()	()
フリガナ				
氏 名				
生年月日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日
保 育 を 必 要 と す る 要 件	☐ 就労	☐ 就労	☐ 就労	☐ 就労
	☐ 妊娠・出産 出産予定日: (年 月 日)	☐ 妊娠・出産 出産予定日: (年 月 日)	☐ 妊娠・出産 出産予定日: (年 月 日)	☐ 妊娠・出産 出産予定日: (年 月 日)
	☐ 疾病・障害等	☐ 疾病・障害等	☐ 疾病・障害等	☐ 疾病・障害等
	☐ 介護・看護	☐ 介護・看護	☐ 介護・看護	☐ 介護・看護
	☐ 災害復旧	☐ 災害復旧	☐ 災害復旧	☐ 災害復旧
	☐ 求職活動等	☐ 求職活動等	☐ 求職活動等	☐ 求職活動等
	☐ 就学	☐ 就学	☐ 就学	☐ 就学
	☐ その他 ()	☐ その他 ()	☐ その他 ()	☐ その他 ()
	☐ 不在	☐ 不在	☐ 不在	☐ 不在

様式第13号(第14条関係)

年 月 日

様

美浦村長

施設等利用給付認定取消通知書

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、子ども子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり認定の取消しを行いましたので通知します。

申 請 子 ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
取 消 年 月 日		年 月 日
取 消 理 由		
(教示)行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。		

議案第 4 号

美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（平成 5 年美浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表子育て支援課の部子育て支援係の項中「10 放課後児童クラブ施設整備に関すること。」を「10 児童厚生施設の整備に関すること。」に改め、同項に次の 1 号を加える。

12 こども計画に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 4 号 美浦村教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現行			改正後（案）		
子育て支援課	子育て支援係	1 母子（父子）及び寡婦福祉に関する事 2 保育所の入所に関する事。 3 子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び施設型給付費等の支給に関する事。 4 保育所の利用者負担額の徴収に関する事。 5 幼児教育・保育の無償化に関する事。 6 児童手当に関する事。 7 児童扶養手当等に関する事。 8 児童館の運営、維持管理に関する事。 9 放課後児童健全育成事業に関する事。 10 放課後児童クラブ施設整備に関する事。 11 幼児教育・保育施設設置に向けた幼保との連絡調整に関する事。	子育て支援課	子育て支援係	1 母子（父子）及び寡婦福祉に関する事。 2 保育所の入所に関する事。 3 子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び施設型給付費等の支給に関する事。 4 保育所の利用者負担額の徴収に関する事。 5 幼児教育・保育の無償化に関する事。 6 児童手当に関する事。 7 児童扶養手当等に関する事。 8 児童館の運営、維持管理に関する事。 9 放課後児童健全育成事業に関する事。 10 児童厚生施設の整備に関する事。 11 幼児教育・保育施設設置に向けた幼保との連絡調整に関する事。 12 こども計画に関する事。

協議第1号

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

令和8年第2回美浦村議会定例会に提出を予定する標記議案の作成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により美浦村長から意見を求められたため、本委員会の意見を聴取する。

令和8年4月23日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年美浦村条例第11号）の一部を次のように改正する。

- 第30条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。
- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法

士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育

士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10条中「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者）」を「保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」に、「第30条第3項」を「第30条第3項若しくは第4項」に、「第45条第3項」を「第45条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されたものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後（案）
（職員） 第30条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第30条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師<u>（以下「看護師等」という。）</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）</u>を、1人に限り、保育士と

現行	改正後（案）
	<u>みなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をい</u> <u>い、附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
（職員） 第32条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は<u>准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第32条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する看護師等_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

現行	改正後（案）
	<u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条 （略） 2 （略）	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条 （略） 2 （略）

現行	改正後（案）
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

現行	改正後（案）
（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条 （略） 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条 （略） 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を</u>

現行	改正後（案）
	<u>行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
附 則 第1条から第9条 （略） 第10条 前2条の規定を適用する時は、<u>保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者</u> _____ _____ _____ _____をいい、第30条第3項_____若しくは第45条第3項_____又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されたものをいう。）</u>の3分の2以上、置かなければならない。	附 則 第1条から第9条 （略） 第10条 前2条の規定を適用する時は、<u>保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数</u> _____の3分の2以上、置かなければならない。

報告第 1 号

美浦村学校教育指導方針について

上記について別紙のとおり報告する。

令和 8 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

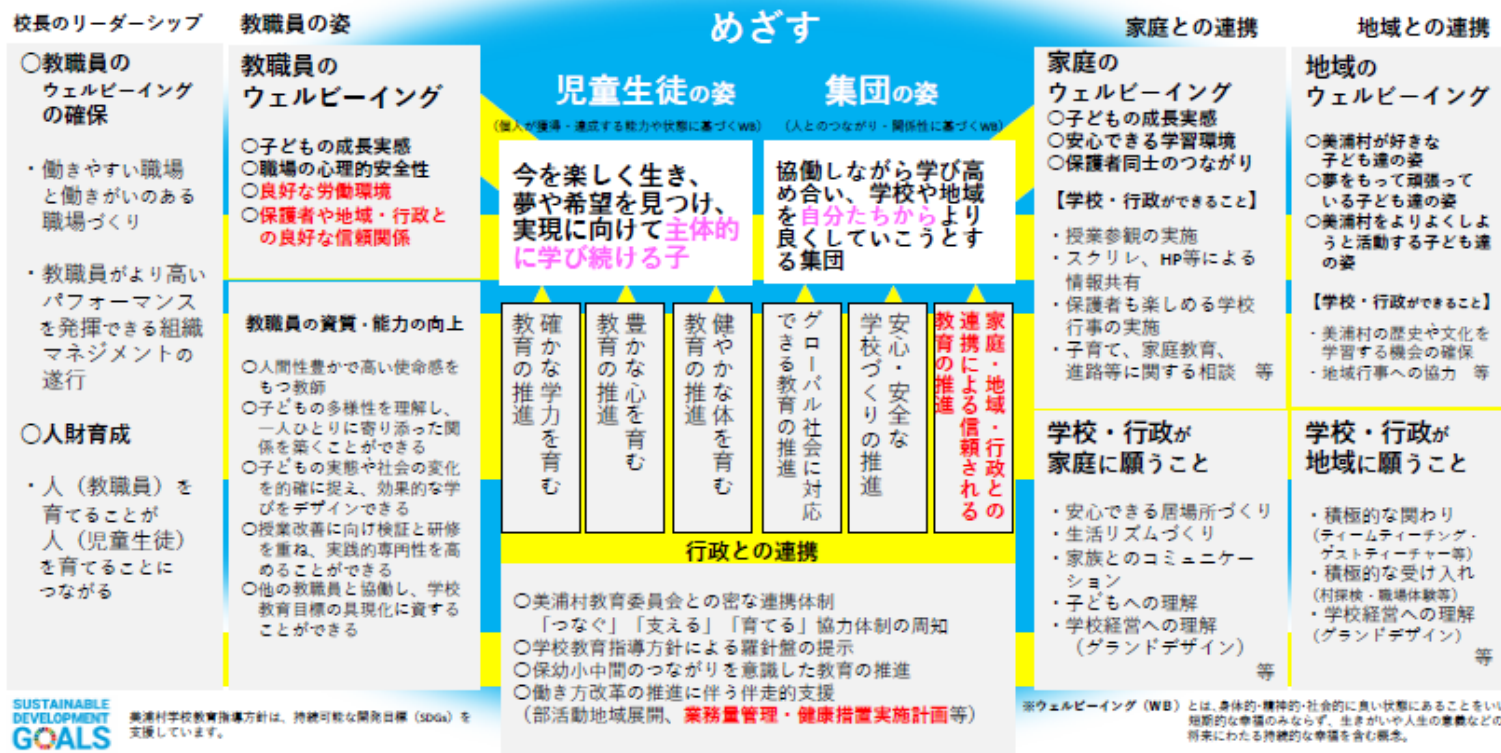
生きる力を育み、一人ひとりの個性を生かし、可能性を切り拓く、明日の美浦を創る人づくり
～人と地域のウェルビーイングの実現を目指して～

令和8年度美浦村学校教育基本方針

わが村に対する誇りを高め、生きる力を育む教育の推進
～「**楽しさ**」と「**幸せ**」があらわれ出す学校づくり～

テーマ

「自分を育て、みんなで伸びる」



確かな学力を育む教育の推進

◎「楽しい授業」による授業内ウェルビーイングの向上

※楽しい授業とは・・・児童生徒が「わかった、できた、参加してよかった」と感じられる授業のこと

★実現のためのプロセス「見通し」「自己決定」「自己選択」「振り返り」



※1【ピアトレ】ピアトレーニング学習といい、仲間と学び合いながら学習を進める活動

※2【自己調整学習】児童生徒が自ら進んで持続的に学習していく状態を作るための学習方法。動機付け・学習方略（学習方法や工夫）・メタ認知

豊かな心を育む教育の推進

◎まずは「受け止める」、次に「考えさせて」、「気づかせる」指導の姿勢

- 孤にならない（自分）・孤にしない（仲間）・孤をつくらない（担任）学年・学級経営の充実
- 将来の夢につながる読書教育の充実



※3【自己貢献感】「自分は役に立っている」と実感すること。自己満足で評価され、賞賛や感謝がなくとも得られる満足感。自己肯定感にもつながる。

※4【相談体制】校内オンライン相談窓口、相談アプリ「STANDBY」、スクールカウンセラー、教育相談センター相談員、訪問型家庭教育相談員等

健やかな体を育む教育の推進

◎健康で安全な生活を送ることができる指導内容と指導体制の充実

○基本的な生活習慣の定着（MIHOSTEP）



※5【フロンティア・スピリット】開拓者精神。チャレンジ精神。不確実な未来におびえるのではなく、未来を創る喜びを大切にする考えのこと。

※6【デジタル・チズンシップ教育】子どもたちがデジタル社会の一員として、よりよく生きていくための資質・能力を身に付けるための教育。

グローバル社会に対応できる教育の推進

◎英語が話せる子どもの育成

- 体験し、感じることを大切に探究学習の推進
- 美浦村への愛着と誇りを醸成する郷土教育の充実



安心・安全な学校づくりの推進

◎いじめや暴力のない学校づくりの推進

○「自分のいのちは自分で守る」防災教育の推進



家庭・地域・行政との連携による

信頼される教育の推進

◎美浦村の人と地域のウェルビーイングの向上

～幸せな大人の姿が幸せな子どもを育てる～

○信頼される教職員の育成



報告第 2 号

美浦村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康措置実施計画について

上記について別紙のとおり報告する。

令和 8 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康措置実施計画

〈 目 次 〉

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ～ P 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ P 2 ～ P 5
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ P 5

令和 8 年 3 月

美浦村教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の一部改正及び、文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）に基づき、美浦村教育委員会が服務監督権者として、村立学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るために講ずべき措置を総合的かつ計画的に実施するため策定するものである。

本村においては、「第2期美浦村教育振興基本計画」及び「美浦村学校教育基本方針」に基づき、「人と地域のウェルビーイングの実現」を教育行政の重要な柱としている。教職員が心身ともに健康で、専門性と使命感を発揮し、誇りとやりがいをもって職務に専念できる環境を整備することは、児童生徒一人一人の学びの充実と学校教育の質の向上に直結するものである。

本計画においては、単に時間外在校等時間の削減を目的とするのではなく、業務の精選・重点化及び役割分担の見直しを通して、教育職員が本来担うべき授業づくり、児童生徒理解、学級・学校経営等に十分に力を注ぐことができる環境を構築することを基本的な考え方とする。

(2) 本村の現状

美浦村教育委員会では、これまでも学校における働き方改革を推進し、勤務時間管理の徹底や校務の効率化に取り組んできた。一方で、次のような状況が見られる。

- ・小規模自治体であることから、教育職員一人当たりが担う校務分掌や役割が多くなりやすいこと。
- ・学校統合に伴う基盤整備や新たな教育課題への対応により、業務内容が多様化・高度化していること。
- ・保護者や地域からの期待が高い一方で、その調整や対応が学校・教職員個人に集中しやすいこと。
- ・中学校においては、部活動指導等に伴い、時間外在校等時間が長時間化しやすい状況があること。

これらの現状を踏まえ、教育委員会が主体的に関与し、学校と連携しながら、業務量管理及び健康確保措置を一層実効的に進める必要がある。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を5日以上にする
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる
- ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を65以下とする（全国平均 100）

【R7結果 71.0】

- エ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を60%にする

【R7結果 55.6】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動

- ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間などにおける見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、8年度予算を目途に公会計化を実施する。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となっていくものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となっていく。この場合におい

て、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者に対して、相談窓口（美浦村教育委員会指導室、美浦村教育相談センター）の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、村からの学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参加しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。

⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び ICT 支援員が中心となって行いつつ、必要に応じて民間事業者への委託を検討する。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・村内学校の水泳学習は、令和 7 年度より民間事業者への委託とし、職員によるプール施設管理は行わない。
- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化を推進し、負担軽減を促進する。

⑩校舎の開錠・施錠

- ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑫校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑬部活動

- ・中学校は原則、令和 7 年度 8 月以降の休日の部活動は行わないものとし、令和

7年度末までに休日の部活動に関わる「教職員」をゼロにするため、村は、村スポーツ少年団等や地域住民と連携して生徒が休日にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を提供する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

⑮授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助する学習充実指導講師や教員業務支援員を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

⑯学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑰学校行事の準備・運営

- ・学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

⑱進路指導の準備

- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教師と事務職員及び教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター相談員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等との協働を促進する。

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「G I G Aスクール構想の下での校務D Xチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を50%にする。【R6結果 46%】

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に産業医による面接指導を実施する。

イ 11時間を目安とする勤務時間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。

ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による助言・指導の保健指導を受けるように促す。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月1日以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に4日間の一斉閉校期間の設定を行う。

キ 早出遅出勤務、テレワークが可能な環境整備を図り、テレワークについて令和8年度中に検討を始め、実施をめざす。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の確実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、美浦村のHP等で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2) 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している出勤システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめ

とした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

報告第 3 号

R 0 7 美浦村児童厚生施設基本構想及び基本計画策定業務について

上記について別紙のとおり報告する。

令和 8 年 4 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

報告第 3 号資料 美浦村児童厚生施設整備基本構想・基本計画

報告第4号

美浦村こども家庭センター設置に伴う組織改編について

上記について別紙のとおり報告する。

令和8年4月23日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村こども家庭センター設置に伴う組織改編について ～包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に向けて～

教育委員会 子育て支援課

1 設置の背景及び目的

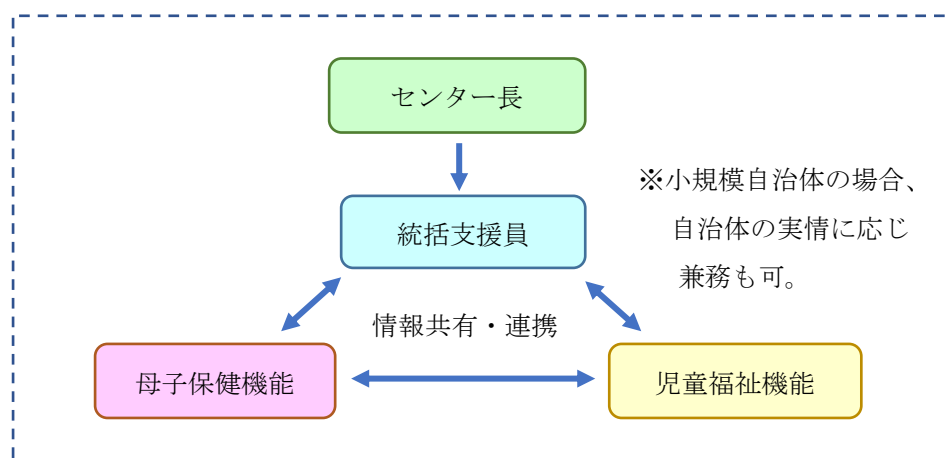
国では、令和5年4月、これまで複数の省庁にまたがっていたこども政策や支援を一元化して対応するために、「こども家庭庁」が設立され、国のこども政策は全て、こども家庭庁の所管となりました。

また、改正児童福祉法（令和4年法律第66号）において、市町村は全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

本村においても、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応する「美浦村こども家庭センター」の設置を目指すものとします。

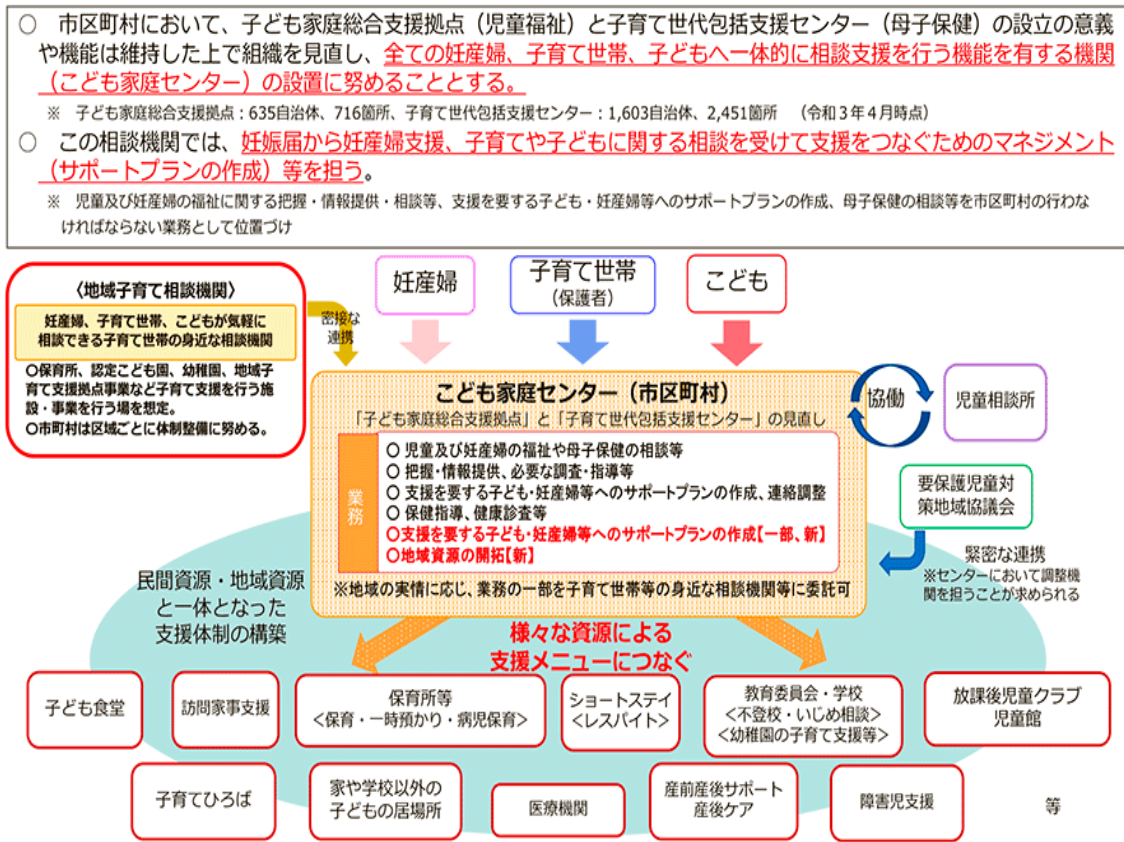
2 こども家庭センターとは

こども家庭センターは、妊産婦やこども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有する行政機関として、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士（公認心理士）等の様々な専門職員を配置するとともに、組織全体のマネジメントの責任者である「センター長」及び母子保健と児童福祉双方の業務について十分な知識を有する「統括支援員」を配置し、運営します。



＜こども家庭センターのイメージ図＞

(出典：こども家庭庁)



(1) こども家庭センターの役割（「こども家庭センターガイドライン」より）

○児童福祉機能

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とされています。（児童福祉法第10条の2第2項）

○母子保健機能

こども家庭センターは、児童福祉法に規定された業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的としています。（母子保健法第22条）

(2) 実施主体

実施主体は、市区町村。ただし、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、一部事務組合等による、複数の自治体が共同で設置することも可能です。また、市区町村が認めた社会福祉法人等にその一部を委託することも可能となっています。

3 本村の現況について

こどもに関する政策や支援を一元化して対応するという国・県の動向のなか、本村においては、子育てに関する業務を行う課（健康増進課及び子育て支援課）が部をまたいでおり、国・県、さらに他市町村の動向に沿っているとは言い難い状況であります。

本村におけるこども施策についても、こども家庭センターの開設に併せ、健康増進課及び子育て支援課を再編・一元化して対応することが望ましいと考えます。

4 美浦村こども家庭センターの設置に伴う2課統合について

保健福祉部健康増進課と教育委員会子育て支援課を、一つの課に保健福祉部内で統合し、保育所についても子育て支援課と同様に保健福祉部内に移管します。

そのうえで、国の示す「こども家庭センターガイドライン」に基づいて、新たな課内に、美浦村こども家庭センターを新設し、各種乳幼児健診機能、相談支援機能を備えた組織体制とします。

(1) 新体制の開始時期

組織改編を併せて実施することから「令和9年4月」とします。

(2) 名称

○こども家庭センター

名称は「美浦村こども家庭センター」とします。

○課名

名称は「〇〇〇〇課」とします。（今後決定していきます。）

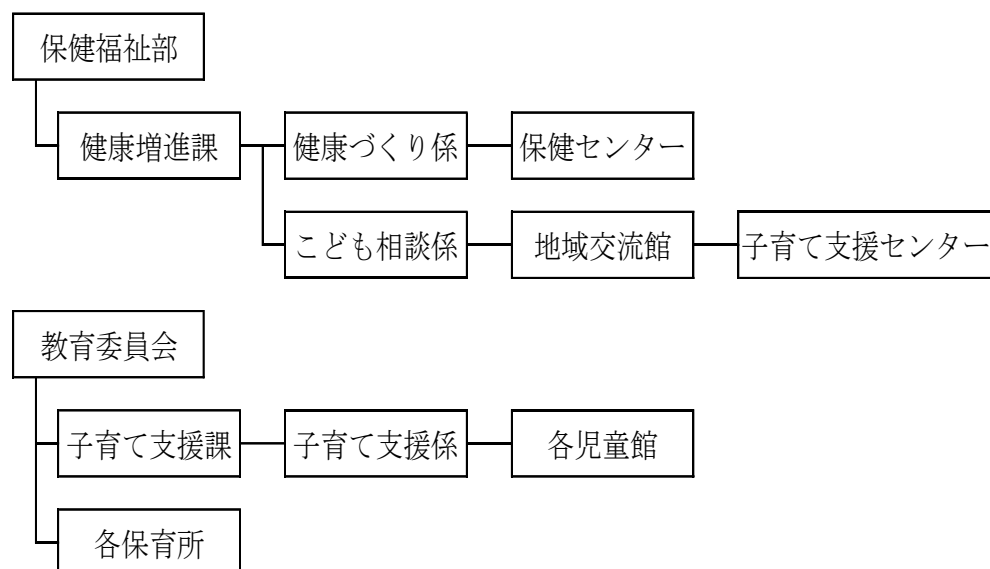
(3) 設置場所

国の要綱によれば、こども家庭センターの設置場所は「母子保健及び児童福祉に関する専門的な支援機能を有する施設・場所で実施すること」とされています。

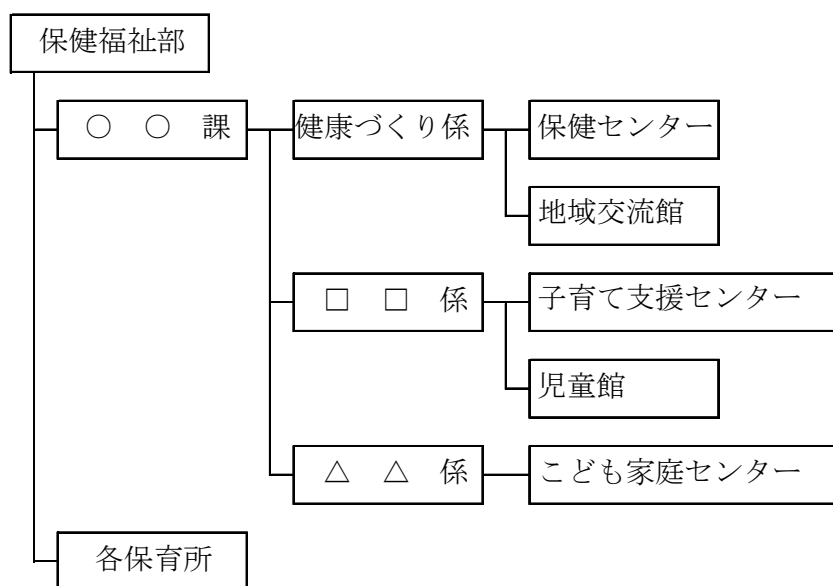
村内の保健医療機関との連携等の面、また現在も母子保健事業を実施している施設であることから美浦村こども家庭センターの設置場所を「美浦村大字受領1546番地1（美浦村保健センター内）」とします。

(4) 組織体制

< 現在（令和8年4月時点） >



< 令和9年4月～（案） >



(5) 今後の進め方

令和8年度内に、課名の決定、関係例規の整理・改正、必要経費の補正予算計上、執務室等の改装、その他必要な事務手続きを経て、スムーズな開設・業務の遂行を図ってまいります。